

東京音楽大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成 31 年 4 月 1 日

令和 4 年 4 月 1 日改正

不正使用防止計画推進室

大学における学術研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費（注）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、我が国の学術研究体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、東京音楽大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するとともに、社会に対する説明責任があることを自覚し、研究等を適正に遂行するための行動の基準を「行動規範」として次のとおり定める。

本学の研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）は、一人ひとりがこれを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費の原資が国民の税金その他公的な支援によるものであることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。また公的研究費は、機関（本学）による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たさなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、専門的能力をもって効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、関係部署等と協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう透明性を確保した上で公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費不正使用防止計画に係るコンプライアンス教育・啓発活動実施計画を踏まえ、公的研究費の取扱いに関するコンプライアンス教育・研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなけれ

ばならない。

7. 研究者等は、公的研究費の不正使用が本学におけるすべての研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める「東京音楽大学公的研究費不正使用防止計画」を踏まえて行動しなければならない。

(注) 公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正)で示されている研究費のうち、本学において研究活動に使用した全ての資金をいう。